

宋代禪刹の形成過程

——十方住持の法制化——

金 井 德 幸

序

宋代の禪刹の周辺には、解明すべき多くの問題を残している。就中、十方住持制と甲乙住持制の内容や実態については、不明なことが多い。

宋代の禪寺院の成立には、行遊僧が密接に関係する。師を求めて諸方を巡り歩く行遊僧を「十方僧」と呼び、これを迎容する寺院を「十方居」と称する。宋代禪刹の成立は、「十方居」すなわち「十方寺」の成立の問題である。その実体について、最も典型的に核心に迫る同時代の記事がある。先づ当序章において、その内容を紹介したい。

『至元嘉禾志』卷二十六、崇徳県（浙江省）「福巖禪院記」に、次の様に書かれている。

仏には二道無く、未だ禪律有らざるに、道異なり徒別して、而も居亦判つ。崇扉、闐然として鐘倡し鼓和す。円頂

大袖の塗人、帰するが如く、剣処に環食して、疎親を問わざる者、之を十方人と謂う。二戸室を闔じ、居して家食し、更相子弟と爲る者、之を甲乙と謂う。甲乙は道の当に非ざるなり。朝廷の法は、人情によりて人を治す。大約擾動を欲せず、而して之を卒要するに公を以てす。故に制して曰う、其の徒、十方居に爲さんことを願う者は、之を聴す、と。近世稍稍に請う者有り。公道の勝りて徒の相嚮すればなり。

崇徳（県）は、余杭と嘉興の両間に介し、邑の東北十里、林木蔚然として美し。福巖院その下に在り。……皇祐庚寅の歳（仁宗皇祐二年1050）、主者志洪、その属僧を率い、十方に為さんことを願う。県これが為に郡に告し、郡謹んで朝廷の法を用い、即ち之を許す。その年七月、県、令して僧の処成と曰うをして之を主せしむ。成未だいくばくならずして棄去す。而して県亦新に令して、尹せしむ。釋主し

て曰う、式を継ぐ、と成・式は禪者にして、皆十方居より出す。招納を論議するに中りては、皆公道に戻らず、而してその徒之に帰す。人、その道の勝りて徒の帰するを睨み、衆おほく亦嚮むかう。鐘鼓して食し、斧斤して居す。人に求めれば皆樂然として之を与う。……嘗て院の甲乙たりし時に遊びしに、像殿・聚堂、苔沿し、甃隕圯し、坵支えず。後三年、式の時に遊びしに、前の艸菜則ち蘭若、前の瓦礫則ち金碧たり。地特に勝れるには非ず、人始めに尚きには非ざるも、道の公にして、之を主する者、亦才なればなり、……時至和二年（仁宗1055）八月一日、宣徳郎試大理評事権雄州防禦推官陳舜俞記す。

ここでは、前段で厳しい修業の場である禪刹と、掛搭する行遊僧を抽象化して、述べており、この剣処（禪刹）に円頂塗人（行遊僧）が帰するが如く受け容れられ、環食して、疎親を問われなとし、この客僧を「十方人」即ち十方僧と明確に言及している。そして、「十方居」にすることを願ひ出た時は、朝廷の「公」の法にのっとり、処理された。後段の具体例に見られるように、この朝廷の法は、条文化したものはなく、知県は、知州に申請し、知州が朝廷の「公」の方針を謹用して、許可し、知県が住持を差しているのである。公道すなわち公の仕方では任用された住持が、成・式・禪の禪僧で、成・式は、それぞれ「十方居」出身であつたことが分

る。

右の如く、十方居すなわち十方寺にすることと、その維持運営の住持差充が同時に開始されたことが示されている。そして、その任命は、知州・知県が係っていることが知られるのみで、まだ、完備された制度となっていない。後節で言及する如く、仁宗朝皇祐年間（1049～1054）前後から、法制化に向かつたように思えるのである。

十方人・十方僧の「十方」の意味について、無著道忠禪師は、『禪林象器箋』の序で、住持任用方法の形態から、「諸方」と解し、裕師「寺誥」の「十方一切僧」の見解に疑問を投げかけている。『禪苑清規』巻八、「亀鏡文」は、「寺誥」の見解と同じく、僧は凡俗となく十方に通会して、いるのであるから、招提は、客僧を分別軽厭してはならない、と言っている。北宋の陸佃も、十方衆を寺院に延する、と言っている。道忠禪師の見解をとられるのが、高雄義堅氏である。氏はこの十方を諸方に解され、住持が寺内に適任者のない時、他寺・他郡内から選定したからだ、とされている。この見解は、「十方住持法」成立後の後期の考察から出発したためと考える。高雄氏は、十方住持制が江南・湖南道・両浙地方の山門の躰式に依拠しているとし、山門の躰式とは、何の意味なのか、頗る明瞭を欠く、と述べられている。筆者の見解では、この制度の淵源は、禪刹本来のあるべき姿、すなわち十方人を受

容し、これに十全に対応している十方居というその本質にある。[※]そのため十方居の運営に当る人材が選定される制度が、生まれていったのであろう。十方人（十方僧）と十方居（十方寺）の相互関係の、この両者の緊張関係の中から、必然的に、十方住持制の任用方式が整備され、それが法制化されて、『慶元条法事類』にのせられていた条文に進化したと考える。そして、十方僧と十方寺は、行遊する禪の衆僧と、禪刹に置き換えることができるという論点に立脚する。

※拙稿、宋代禪刹の住持差充とその周辺―僧の遊行と庶民の信仰―、『永島福太郎先生卒寿記念論集、禪文化研究所紀要』第二六号、二〇〇二、一一、一二。

一、行遊僧の雲集

各地を巡り、禪の本義を求め、それに応える師を探し、遠路遍歴する行遊僧は、宋代の社会の中で、その数は非常に多くなった。一たびその師に巡り合えば、多くの行遊僧がここに雲集した。そこに寺院の形成をみるのである。例えば、『宋高僧伝』卷十三、習禪篇三ノ六に、

唐東京封禪寺円紹伝、釈円紹（811～895）

紹は將に禪徒を聚めんとし、その迫窄を患う、……時に檀施臻萃^{あつま}つて、倏ち巨院と成る。擁納（僧侶）の流、數二百に盈つ。紹は、南能の深趣を極む。時に參学の衆、むらがり

宋代禪刹の形成過程（金井）

つて且つ繁し。

とあり、禪刹成立の原型が、ここに見られる。契嵩撰、『禪津文集』卷十五、「秀州資聖禪院故和尚勤公塔銘」に、

皇祐初、嘉禾太守聶公厚載聞其風、率郡人遂命領徒于此。更十有二年而秀之人無賢愚男女風德大化。法侶趨其会者不下數百、精廬完葺僧儲充備。而秀有禪居、自和尚興起也。

とあり、秀州（浙江省嘉興県）では、仁宗の皇祐の初（1049）から嘉祐年間にかけて、禪宗寺院が興起していることは注目しなくてはならない。民国『湖北通志』卷百二、金石十「隨州大洪山崇寧保寿禪院十方第二代楷禪師塔銘」に、

政和八年（1118）夏五月……天下衲子輻輳雲萃、不遠千里而來。……樞密劉公奉世、捨俸金買芙蓉湖田、築室延師、四方衲子歸之、俄成叢林、……在大洪禪子至二千……曹洞宗至是大振。

とあり、北宋末、全国規模で行遊僧が輻輳し、処々に雲集していたことが知られる。彼等は、千里の移動も厭わなかったという。楷禪師の許に四方から到来し、にわかに叢林が形成された。雲集せる衲子の数は、二千にも達した。そこで曹洞宗の興隆をみたというのである。李綱撰『梁谿集』卷百三十七、「雪峯真歇了禪師一掌録序」に、

雪峰了禪師、得法于丹霞……楷伝曹洞宗旨、……（了公）今開席于雪峯、学徒雲集、從之者常千五百余衆、叢林之盛、

所未曾有、……紹興四年（1134）歲次甲寅二月朔序。

とあり、ここでも学徒千五百という多数を抱え、大叢林になつたことが知られる。

孫觀撰『鴻慶居士集』卷二十一、「撫州（江西省）曹山宝積院僧堂記」に、

長老了如、少年学道、得出世間法、事仏齋衆、嚴整如官府、……而四方之游者日至、食指千余、倍徙他日。……紹興二年（1132）記

とあり、この文も、禪院形成の本質を知らしめるものである。事仏・供食が官府の如く行われており、四方からの行遊僧が毎日到来し、食を供することが、百人余り、他日より五倍にもなつたという。

寺院の成立が行遊僧との関係で考えられなければならない理由は、南宗禪の特質から当然であるにしても、宋代社会の中で、行遊僧を含め僧の絶対数が極めて多かつたということが、大きな要因となつていたのではないかと思われる。北宋末から南宋初にかけての人、祖無圻の撰になる『竜学文集』

卷七、「蔡州（河南省）新建学記」に、
 況んや都邑・村落の下、横衣髻首の伍、居する所、市の如し。

とあり、紹興二年（1132）の進士吳芾撰の『湖山集』卷一にも、吾が邑、緇徒浩浩として雲海の如し、と詠じている。遡つて

咸平（998〜1003）の進士穆修の『穆参军集』卷下、「亳州（安徽省）法相禪院記」に、

仏の宮、其徒群栖す。而して旅集の多き者、数百人にしてこれに居す、その朋、既に繁にして常ならず。

とあり、当時の禪寺院の一般的傾向をうかがわせるものである。多くの行遊僧が群をなして、来聚していて、その数は、数百人としている。しかも、繁にして常ならずとあれば、掛搭か且過か区別が不可能になつてしまふのではないかと思われる。北宋末から南宋初の僧、釈惠洪は、その『石門文字禅』卷二十二、「普同塔記」で

宣和二年（1120）……余歎じて曰う、叢林の衰えるや、諸方皆僧を軽んじ、それ多くして食に窘ゆきうまることを厭う。空印既に堂宇を成し、浩然として、江河の極まることなきが如く至る者を必ず納む。それ僧を敬い、法を荷するの心、至れりと謂うべし。

という。叢林に大河の流れのように、後から後から、絶え間なく行遊僧が到来した様子がよみとれる。これを十分に受け容れられた寺院、その対応に苦慮した寺院、これらの状況が髣髴とする。

二、十方住持と法制化

天聖二年（1024）の進士である余靖撰『武陵集』卷九、「詔

州（広東省）月華山花界寺伝法住持記」に、

月華山者、招提、惠朗禪師演法之地也。……其徒光政繼主

其院三十年、真宗皇帝即位改元之歲（998）、賜寺額曰花界。

四年（咸平四年1001）、光政因衆命、以院讓道尋、再為什方居。……長老琳公、景祐元年（1034）、以州命而尸之。……

余則以国命・州命・衆命、凡有所宗者、七世焉。

とあり、十方寺になるには、国命と州命と衆命による住持任用があつたことを言っている。国命とは所謂勅差であろう。州命は、最も一般に広く行われた知州による選任である。衆命というのは、一定のものがあつたと思われぬが、檀越や地域の有力者達による任用であろう。この文は、撰者余靖が、後述するところの住持任用制度の法制化が、或る程度進んだ頃の視点から、分類整理したものである。従つて、住持任用の仕方から、「什方居」になるといふ書き方をしてゐる。ここでの咸平四年の衆命による任命方式は、原初的形態をうかがえる点に注目したい。

建昌軍（江西省）南城県の人で、仁宗皇祐（1045〜1053）の初に、薦を以て大学助教を授かつた李觀撰『旰江集』卷二十四、「太平興国禪院十方住持記」に、

繇兹立大精舍、聚徒說法、以衣鉢相伝。授居無彼我、来者受之。嗣無親疏、能者当之。諸祖既没……故崇山広野通都大城、院称禪者、往往而是庸俾邪妄無識、……護其法者、

有非其人。或以往時叢林、私於院之子弟、閉門治産、誦經求利、堂虚不登、食以自飽、則一方之民、失所信嚮矣。通人高士疾之、茲久而未克以澄清。……聖上莅阡、休聞釈部之欠、因詔、……当択人以主之、意將補罅漏鋤榛蕪、使宗門愈高大。則建昌軍（江西省）太平興国禪院、復十方住持者、奉此制也。……今年夏、主者元皓病物故、時侍禁馮君德宣、光祿寺丞李君虞卿同樞軍政、深惟天聖（仁宗1023〜1031）詔書、求可以長是院為人師者。粵有桑門上首耆老識達之士、相与謀曰、嘗聞、建安（福建省）崇儼師、得法於石霜楚円和尚、巡礼所至、學者圍繞、師避而処行、今在邇、抑可以致之乎。因列名以举郡……後至升堂之日、会者万計。……景祐三年（1036）秋九月也。

とあり、この文の表題には、「太平興国十方禪院住持記」と書かれてゐるのではなく、「太平興国禪院十方住持記」とある。このことは、特に意味があると考えられる。この文の冒頭に、居を授くるに彼我無く、来る者は之を受く。嗣ぐに親疏無く、能くする者がこれに当る、と述べる。正にこれこそ十方寺院の真髓である。これを失つてゐるから、「十方」が付かず、太平興国禪院とだけになつてゐるのである。そして、十方禪院に復するため、「能する者がこれに当る」住持を差充した顛末の記ということである。すぐあとに記されている、護法者がその人に非ず、院の子弟を私し、門を閉ざし、産を治

し、誦経して利を求め、食に自飽し、住民の信嚮する所を失わせる、とあるのは、十方禪院の開かれた公的な場とは、正反對である。仁宗皇帝は、仏教界の欠陥を体聞し、そこで制詔を以て、人を扱んで住持とせよ、と言ひ、このことは、宗門の愈々の高大たることを助長するためであることを明言している。続いて文中に、建昌軍（江西省）の太平興國禪院が、十方住持に復するは、この制を奉ずればなり、とあり、景祐三年（1036）夏、主首元皓が物故すると、侍禁の馮德宣と光

祿寺丞の李虞卿は、共に建昌軍の政事に携っていたので、深く仁宗の天聖詔書を惟い、人師たり得る住持を求めたのである。それでは、住持はどのようにして扱ばれ、任用されたのであるうか。それは、この時、実際に行われた内容によって明らかにされる。即ち、二人の建昌軍の政事に携っていた者の采配で、識達の士が相謀りて、名を列して州に推挙した、ということである。後には、治州が中心に采配することになったりするが、基本は同じである。即ち、府州の長が先ず采配を開始し、複数の然るべき人物の推挙があつて、そして適任者が住持とされる。後に整備されていくこの任用方式が始動したことをうかがわせる。以上のような住持任用方式が独り歩きすることによって、「十方住持法」「十方住持制」という任用制が発生している。最初に問題にした「十方住持記」という表記も、この間の推移があつて、用いられたものと考

える。『慶元条法事類』卷五十、道釈門、住持に、「諸寺觀改充十方住持云々」とある条文も、同じ用いられ方である。以上の経緯からみても、十方住持というのは、本来の「十方寺」の在方に戻すための住持採用法ということであつて、そこから十方が来ているとみる方が自然である。

洪州分寧縣（江西省）の人、治平（1064～1066）の進士である黄庭堅撰『山谷集』卷十八、「太平州蕪湖縣（安徽省）吉祥禪院記」に、

及（李）昇有異國、名院曰永寿云。其後僧紹熙、焚巢毀像掃地幾尽。天聖初（1023）、知県事太常博士董黃中逐紹熙、以授僧自元、而院中興。景祐（1034～1037）大饗帝明堂、賜院名吉祥。元之徒繼主事者、曰可旻、亦有道行、……旻死、其弟可云・可暹敗隳寺居、略如紹熙時、鍾魚不鳴、像設風塵。（原文闕）知県事晋陵胡宗質・開封李士高、始以邑中士大夫・耆老之願、起宣州（安徽省）広教禪院僧慶余伝法住持。蕪湖未嘗有十方院、又蕪廢、不可措手、人以爲興之難、而余以元豊八年（1085）五月二十八日、來就法席、是日竹筍弥山、人以爲瑞……故邑人動心焉。

とある。知県事董黃中が、紹熙を逐い、自元に住持を授け、院が中興した。しかし、その後自元の徒弟可旻が後を継ぎ、更にその徒弟可云・可暹が継承していくうちに、寺は敗隳して、始めの紹熙の状態に戻ってしまった。そこで、時の知県

事胡宗質と開封の李士高の采配で、県の士大夫と耆老の願ひ、即ち推薦であろうが、これを受けて、僧慶余が住持になったのである。蕪湖には、いまだ嘗て十方院がなく荒廢して、手をつけることができなかつた、とあることは、甲乙的徒弟繼承法が行われていたためである。十方住持方式が採用されて、十方院が創造されていくことが、この事例によつて明らかにされる。制度化された十方住持方式が独り歩きして、この方式を採用することによつて、逆に十方居が出現してくる。

『山右石刻叢編』卷十三に、「興化寺牒」（在山西省解州）を載せる。日付は、仁宗嘉祐三年（1058）十二月二十四日である。碑文は欠落した部分が多くて、意味不明な箇所が多い。文中に「將興化寺作十方住持」とあり、「子弟甲乙住持者、許終本身後官為選名行僧十方住持」と記された部分がある。最後に「今若改作十方住持、委得經久頗便候 勅旨」と結んでいる。興化寺に十方住持法が導入されたことを示している。甲乙住持者の死後、官が名行ある僧を選んで、住持にすることを許したものと思われる。十方住持が制度にまで完結した状況を、この興化寺牒は示している。それが僻遠の山西省の解州であることが、広域的な施行であることを示している。右の碑文にあるように、十方住持が甲乙住持と対置されると、甲乙住持の縦の狭い住持繼承と、十方住持の人材を拵ぶ広がつた住持採用法の際立つた差異が鮮明に印象づけられるの

で、本来の「十方」の意味が、「四方」即ち諸方から適任者を選定するというように理解されるようになったと思われる。次の例がそれに該当する。

『武溪集』卷七、「韶州樂昌縣（広東省）宝林禪院記」に、惟茲宝林之衆、屢易師長、而莫能興葺、以延四方。計使鄒公覃、遠聽博採、得師於虔（江西省虔州）之慈雲、遂迎以來、俾尸其衆。時景祐三年（1036）也。……來者掛錫而如歸。

とあつて、宝林禪院の僧衆は、師長を屢々易えたが、興葺できなかつた。そこで四方から招くことにした。計使である鄒覃が、遠く、広く求めて、虔州の慈雲寺に師を得て、この韶州樂昌縣の宝林禪院に住持させた。その結果、来る者掛錫して歸するが如き禪院に変化したのである。即ち「十方寺」の実現である。後掲『慶元条法事類』卷五十、「道釈令」の中で、十方住持に改変するのを許可する条件として、「不能興葺者」という条文があるが、この記文にある「莫能興葺」は、全く同じ文言である。

『乾道四明図經』卷十、鄞州撰「妙勝院十方記」に、明州定海縣（浙江省）有禪院、曰妙勝、距州城三十里、瀕海之上、環水之中、居處庫廩、而有風濤漂注之慮。五代清泰中（934-936）、居人姚綰、始以其地易而新之、遂能避其患、而衆安以処也。其徒以籍相伝、房居而族食、凡百有四

十余年、而院之存者、無幾矣。熙寧五年（1072）、其徒以力不能勝而爭訟以起、於是衆列狀告於州、願為十方住持。州下其狀於僧司、使集衆以拳所知、而衆皆以淡交者心州。凡兩上其狀、而始獲請淡交居之。數年而四方之人、始知有妙勝矣。……元豐三年（1080）三月望日記。

とある。妙勝禪院では、僧徒が代々継いで、仲間内で閉鎖的に生活していた。百四十年余も過ぎ、院の中の物も殆ど無くなった。能力の不足した僧ばかりで、争い事が起きた。そこで、彼等は、州に状告して、十方住持と為すことを出願した。州はその状を僧司に下し、衆を集めて、知れる所を推挙させた。衆は淡交なる者を挙げ、州の命に応じたのである。そして、二度、淡交に申入れ、始めて淡交を妙勝院の住持に迎えることができた。その結果、四方の人は、妙勝院の存在を知ることができた。ここでは僧司によつて集められた衆が、誰を指しているのか述べられていない。しかし、この住持選定には、幾つかの注目されるべき点がある。先ず表題が、前述のように、「十方妙勝院記」となつておらず「妙勝院十方記」となつてゐることである。これは文中にもあるように、恐らく甲乙住持で、閉鎖的に仲間集団で百四十年以上も過し、衰滅直前にあつた妙勝院を、十方住持法を導入することによつて、十方寺院として、再生させた経緯を述べたものである。次に州と僧司が連繫して衝に當つたこと。僧司によつて衆が

集められ、推選するように命ぜられてゐること。これらは、次に掲げる『慶元条法事類』卷五十、道釈門一、住持、「道釈令」に極めて近似してゐる。

諸十方寺觀住持僧道闕、州委僧道正司、集十方寺觀主首、選拳有年行學業、衆所推服僧道、次第保明申州。州審察定差、無即官選他處。為衆所推服人、非顯有罪犯及事故、不得替易。即本雖甲乙承統、其徒弟願改充十方者聽。無人繼紹、或毀壞寺觀、不能興葺者、准此。仍申尚書禮部。

右の甲乙承統と記された前の文は、十方寺觀の住持が闕した場合の住持補填の方法が、最も完備した法制として、規定されてゐる。十方僧のために十分機能してゐる十方寺に關する条文である。それ故、同じ十方寺觀の主首が集められて推薦してゐるのである。十方寺觀の住持は、顯らかな罪や事故の無い場合は、替易してはならないと規定されてゐた。甲乙以下の条文は、十方住持法を導入する条文である。前掲宝林禪院・妙勝院に當嵌るものである。即ち、兩院は、甲乙の承統となつてゐるとみられ、正にその徒弟によつて十方への改充が出願されてゐる。そして、妙勝院では、慶元条法事類の道釈令とほぼ同じように、僧司に委任され、衆が集められてゐる。僧司によつて集められた、推薦者になつた衆が、どのような人々であつたかは定かでない。

十方住持法は、治州の裁量で行われることから、複雑な手

続きを踏まずに、治州が単独に決めたこともあったと思われる。このことは、蘇軾が杭州の通判であった時に、甲乙で住持せよという祖師の約を廢して、徑山の住持を任じているなどの、一連の選定に表われている⁵⁾。このように唯甲乙住持繼承法でない、というだけの、広がりを含んだ住持任用法が「十方住持法」として觀念されるようになったとみえる。

『武溪集』卷八、「江州廬山重修崇勝禪院記」に、
崇勝禪院、江南李氏乾德二年（964）、所建也。……景祐初（1034）、久虚禪席、於是州將而下僉議、列刹、広詢法王之器、授之狴座。遂得今禪祖珂師焉。寺之故居庫陋、不足容四方之来。一日珂師言于衆曰、……一切諸善皆由信起、不有莊嚴何能起信、……衆聞是説、皆翕然從風、其堂皇殿 闔廡序闔管庫之不如制者、一皆新之。……其徒之至者、寢于斯、食于斯、聞于斯、思于斯、……慶曆五年（1045）月日記とあり、ここに知州以下の僉議によって、広く法王の器が詢ねられて、とあるのは、圧宿された表現ではあるが、十方住持法が適用されたものとみる。その結果、崇勝院の住持に珂師が迎えられた。以前寺は疲弊して、四方の僧徒の来たるを收容することができない状態であった。しかし、珂師が着任すると、その徒の至れる者は、寢と食と修業が充足可能になったのである。

寺院には、都邑の大刹もあれば、僻村の小寺もある。また、

中位の充実した寺院もある。これらに統一的な法制が実施されたとは思えない。次の例は、法制の枠には納まらないが、充分十方住持法制の実施と見做すことができる。そしてその結果は、「十方僧」の雲集をみている。『金石統編』卷十七、「宋方山昭化禪院政禪師行狀記」に次のようにある。

方山昭化禪觀院政和尚姓羅氏、太原府平晋県古城北洞子鎮人、通華嚴經。……熙寧五年（1072）、南遊諮參、至潤州甘露寺、依広照禪師。……元祐初（1086）、至西京大寺院、看藏經。県郭三社与山前六村善友、全狀經官陳述請師住持、官從之。師受請至、紹聖中（1094〜1097）開墾山田、建下庄院一所、歲收蕃粟千斛、淨侶雲集、鳴魚擊鼓、无待於外。……此地旧名神福山、今賜号方山寺称昭化禪院。

県郭の三社と山前の六村の人々が、官に状申して、政和尚を住持に請い、許可された。政和尚が到ると、山の畑を開墾し、蕃粟を年に千斛收穫するようになり、「淨侶雲集」したと言う。政和尚は、学識からいっても、彼等に十全に応え得る高僧であった。

次に十方住持法が施行されていった時の問題点について検討したいと思う。『勅修百丈清規』によれば、寺院で住持を欠した時、寺院の知事僧が要請して始まり、新任住を迎えるに際しては、知事僧には種々の役割があり、そして、新任住持僧と知事僧との間に、問題が生じることが多かった。新任

持が正しく選ばれ、正当に差充されたのであれば、寺院の知事僧等との軋轢は回避されたであろう。この問題に触れたものとして、『名公書判清明集』卷十一、「人品門」、〈争住持〉に、呉雨巖⁷⁷の判案を載せる。

僧家以無争為三昧、以知事而越經本司、訴住持僧、此自不當与之施行、又何必押下県、禁獄追対。牒南康軍（江西省）徑自区処、申。但州郡差住持、若或出於私、則人必不服、此是根源。知郡賢明、所差必公、當無此慮。

知事僧が本司即ち路の監司に越訴して、住持僧を訴えたのである。住持僧が県に護送されるや、路は南康軍に対し、すぐに処理するよう牒し、具申させた。ここで「州郡、住持を差すに、若し或は私に出ずれば、則ち人必ず服さず、此れが是れ根源なり、知郡、賢明にして、差する所必ず公なれば、当に此の慮無かるべし」とあるのは、十方住持法制の根幹に触れたものである。即ちこの住持任用は、「公」を以つてする以外にはあり得ないことを明言している。十方僧と十方寺の在り方から、発生した十方住持法制。ここに貫徹するのは、公という基本理念であつた。

釈善珠撰『藏叟摘藁』下卷、「跋趙大監請愚谷住持法石書後」に、

法石、二十年間、主僧更代不一、類非本色、寺日入於壞。前守趙大監一日集諸禪主首曰、法石壞於暗封久矣、欲革斯

弊、非得江湖名衲子不可。某等退而拳三人、愚谷元智其一也。時愚谷謝事常之芙蓉、居靈隱為第一座、有声叢林間。守：：亟馳書招致。寺僧咸謂、泉取浙二千里余、如費何。某謀之曰、昔以暗封、今以公拳、計道路費、視暗封、不能十一之一、何患焉。愚谷至、衆果悅服、未二年、百廢具舉、云云。

とあり、福建泉州の法石禪寺は、二十年間屢住持が交代した。そして彼等は、大率本来の面目ある人でなかつたので、寺は日々蕩壞した。そこで前治州の趙大監が、諸禪寺の主首を集めて言うには、法石寺は、住持の暗封によって廢壞することが久しい。これを革めるには、江湖の名僧を差充しなければ不可である、と。そこで善珠らは、承つて三人を推挙した。愚谷元智はその中の一人であつた。時に愚谷は、浙江省杭県の靈隱寺の第一座となつていて、叢林の間に声望があつた。太守は書を送り、招致しようとした。この時、法石寺の僧が皆謂うには、泉と浙は二千里も離れている。この費用をどうするのか、と。そこで善珠は言つた、昔は暗封、今は公拳を以てする。暗封によつて蒙る損失に較べたら、道路費は十分の一にもならない、と。果して愚谷を迎えられ、住持になると、寺衆は悦び服して、二年も経過しないうちに、諸々の弊害が改善した。

右の法石禪寺は、住持の暗封に因つて、廢壞して久しい、

と言っている。不正な差充が行われていたことを暗示している。ここに治州の采配によって、諸禪寺の住持が集められ、推薦が行われた。三人の候補者が挙げられ、その中から一名愚谷元智が選ばれたのである。招集された禪寺の住持が、十方禪寺の住持であれば、法石禪寺は、十方禪寺であって、『慶元条法事類』の条文にも合致する。しかし、このところは不明である。また、ここで僧官が介在したかどうかは記されていない。ここでは、いざ十方住持法の実施によって、住持を迎え入れる場合、その寺院による旅費の経費負担があつて、円滑に実現できないことがあつたことが知られる。

『慶元条法事類』の条文では、十方寺觀に住持を任用する時、僧道正司が、十方寺觀主を集めて、推挙させ、これを保証し、州に具申することになつていた。しかし、僧官即ち州の僧正司が、十方住持法の運用面で重要な役割を果すことになつているのに、實際例の叙述が非常に少ないように感じられる。これには何か特別な理由があつたのであろうか。『名公書判清明集』卷十二、「微惡門」、〈姦穢〉翁浩堂^⑩の判案「僧官留百姓反執其夫為盜」として、次の如き記事がある。

僧行滿訴呂千乙盜己之物、呂千乙又訴僧行滿閔其妻。盜物、留妻、情理俱重、兩詞未知虛實、自合由東臬追會供証、從公定斷。……又用趙祕閣銜名封狀、假作親書小帖、乞免追僧。使寓貴果於庇此妖僧、……豈有一僧閔留百姓之妻、

不伏出官、却又執其夫為賊之理。此是有天無日世界。知果若復曲狗、當何面目見吏民乎。

僧官行滿は、呂千乙が己の物を盗んだと訴え、呂千乙は、僧官行滿が妻を拘禁していると訴えた事件を巡るものである。行滿がその地位を利用して、役所にも出頭せず、追求を逃れている様子が描かれている。また、『夷堅志』卷十四、「武唐公」に、

武唐公者、本閩州（四川省）僧官、嗜酒亡頼。嘗夜半出扣酒家求沽、怒酒僕啓戸遲、奮拳搥其胸、立死。踰城亡命、迤邐至台州国清寺、自称武道人。……建炎中卒於国清。

とあり、州の僧官が酒を嗜み、無頼で、殺人を犯し、亡命している。宋末元初の周密撰『癸辛雜識集』上、「尼站」に、

臨平（浙江省・臨平鎮）明因尼寺、大刹也。往来僧官、每至必呼尼之少艾者供寢、寺中苦之。於是專作一寮、貯尼之嘗有違濫者、以供不時之需、名曰尼站。

とあり、大刹明因尼寺に往来する僧官は、必ず若い尼を呼んで夜伽をさせた。寺ではこれに苦しみ、別に一寮を建て、尼の違濫者を貯え、不時の需めに応じた、という。このような事例のみによって、軽々に結論は出せないが、僧官が、修行の場である僧寺の中心たるべき住持の選定に、何等かの関りをもつとすれば、当時の僧官のこれらの行状は、その職責と

あまりにも懸離れていると言わざるを得ない。

それでは、最も中心的な役割を担った台州はどうであったであろうか。歐陽澈撰『歐陽脩撰集』卷三、「秦議下、上皇帝第三書」に、

臣又觀天下応僧寺、多田者、或至百頃、而養僧不逾百員者有之。故凡諸路大禪刹、多者為奸猾之僧、賂賄監司郡守、而求住持、……而不養僧衆者有之。

とあるように、肝腎の知州に賂して、住持になった者もいた。同じく朱熹は、知台州の唐仲友を弾劾した文の中で、唐仲友が腹心の同郷の僧と、住持に関して不正に係った事実を挙げている。即ち、『朱文公文集』卷十八、「按知台州唐仲友第三狀」に、

一、仲友自到任來、……其弟妓与心腹人吏住持郷僧等、内外相通、同共請托取受貨賂、不可勝計。

一、本州新報恩寺、元有住持僧、誣以他罪逐去、却請郷僧介登來此住持、早晚出入宅堂、伝度関節、凡五県僧寺、易換住持、幾遍、尽是介登保明乞差、通同接受貨売、每処必數百緡。

とあり、台州の新報恩寺の住持僧に罪を被せて、これを逐い、代りに腹心の同郷僧介登に住持させた。州下五県の僧寺の住持を易えたのは、介登の保明と要請に依るもので、互にしめし合せて貨売し、その額は、一処數百緡であった、と言う。

三、律寺と甲乙住持

天聖二年（1024）の進士余靖は、前掲『武溪集』卷九、「筠州（江西省）洞山普利禪院伝法記」で、次のように言う。

近世分禪律為二学、其所居之長、禪以德、律以親、而授之以德者、選於衆、而歸之者亦衆。

禪寺院の住持は、衆から選び、ここに歸集するのにも、また衆である、と言ひ、禪が徳で住持を授けているのに対して、律は親である、とする。抽象的ではあるが、律寺と禪寺院の住持のそれぞれの本質と相異点を適確に指摘している。

律寺には、この「親」ということ、即ち、先ず住持が甲乙繼承法によつて、閉じられた狭い一家的範圍で繼承されていくこと。次にこの住持を中心に、徒弟僧たちが、やはり一家のように纏つて、排他的に自己の寺院の経営に精出し、安居して、教化などに欠けることがあつた。宋代には、それを極端に表現し、律寺を、「螻蟻之封疆、狐兔之窟穴」（『至元嘉禾志』卷二十三、法喜寺政十方記）などと言つてゐる。

律寺院から禪寺院への改変は、どのような理由で行われたのであろうか。紹興三十年（1160）に、施州（湖北省）の通判に任じ、眉州（四川省）の知州を歴任した晁公遯選『嵩山集』卷五十、「定慧院記」に、

今棗（四川省樂山県）温（四川省温山県）有浮図祠、曰定

慧、其先以律自名用之、以却四方之士、而保其環廬之田、以庇其室、至於長子孫而龔居焉。非徒不能化其民、而又甚之也。……今若易律而禪、求具名德者、令說法齊衆、以表率之、其於佐教化者宣易也。……於是上之即位十二年(1142)、郡守得請於朝、命吉祥寺僧了鑿統其徒。

とあり、律は、四方の士を却け、寺領田を保全し、その僧室を庇廕し、世襲的に住持を継承して、民の教化も不能の状態になっていた、と言う。そこで、律院から禪院に転換し、名徳ある者を迎えれば、この問題が解決するとし、知州が朝廷に申請して、吉祥寺の僧了鑿を住持に迎えた。律寺が陥る典型的な悪弊で、このための改善策が採られた。

謝逸撰『溪堂集』卷七、「上高(江西省) 浄衆禪院記」に、
浄衆之号、治平(1064-1066)天子(英宗)始賜焉。世以父子繼主院事、其徒雖被褐右袒、而行如馴僧、飽食煖衣、懷晏安之耽、而不虞牛後之禍。……邑大夫李侯、以其姦狀、聞於府。而曹使君麗其罪於法、杖其背、而黥之、一境大悅。又請于朝、以其院為禪林、而授法席於長老順公、順公得法於大愚言禪師、盖有道之士也。……庶幾不負曹使君革律為禪意。大觀二年(1108)九月十五日記。

とあり、浄衆院は、英宗によって、賜額された律院であった。父子を以て世襲的に住持を継承し、その徒は、僧でありながら、悪賢い仲買人のようで、飽食煖衣していた。県の大夫李

侯は、その姦狀を府に訴えた。知府曹は、その罪を法に照らして、その背に杖し、之に黥した。また、院を禪院に改め、順公を住持とした。順公は、曹知府が律を禪に革めた意図に背かなかつた、と言う。

蘇軾に推拳されたが、元符(1098-1100)末に、遂州(四川省)に謫された李新撰『跨鼈集』卷十七、「九華禪寺記」に、

九華寺：其徒以律為家、私鑿戶牖、若蟻穴罅羸然、……行券責償無一法、……元祐丁丑(1097)、太守楊公慶基、上章叩礼部、請革為禪、邦人講詞、願得文禪師、主法席。

とあり、九華寺の僧徒達は、律を以て家とし、寺屋に勝手に戸口や窓を穿ち、蟻穴の虫のように住んでいた。経済上も約束を守らず、周囲に害を与えた。知州楊慶基は、律寺であるこの九華寺を禪寺に革め、邦人の請願もあって、得文禪師が住持に据えられた。

以上の例にも見られるように、律寺は、一家のようになって、蓄財に長け、一方禪寺は、これと異なる宗教上望ましいあり方をしているという見方が当時あつたようである。李綱撰『梁谿集』卷八十九、「表劄秦議」五十一に、

臣竊觀、近降指揮、禪林僧徒貧病不能貼納者、先以常住代支、続令拘取還納自非出。自聖慈曲加粉恤、何以及此。然臣竊謂、僧徒中、有財利者、多是律僧、營生与俗無異、雖重取之、何所不可。其禪林僧真実学道人、一餅一鉢、隨時

粥飯、往往無余。今使之貼納、非惟貧病無自而出、亦有害其學道之心。聖慈既加矜恤、許令常住代納、固已深慰物情。伏望特降指揮、委州県体究実係貧病無可貼納之人、令本寺常住代支、更不拘收還納、庶幾學道之流得以安心淨業、此亦仁政之一端也。伏乞睿察。

とあり、貼納錢をめぐる興味ある記述である。禪林の僧は、眞実學道の人で、一餅一鉢、その時々粥飯で、ぎりぎりの生活を送っている。貼納錢には、常住の代納を許し、更にその後の納付も免除して欲しいということである。一方律僧は、財利有り、生を営むは俗と異ならず、これから重取することは、何ら差支えない、と言っている。紹興九年（1139）に司勳員外郎に任ぜられ、知衢州を歴任した張暎撰『紫微集』卷二十四、論和羅「第二劄」に、

竊見、近降給換度牒指揮、律院貼納錢十貫或十五貫、限半年内。……禪院一等貼納錢五貫、限本年内。……其西北流寓僧道尼女冠、一等貼納錢三貫、限一年。

とあり、贍軍の費に充填された貼納錢は、律院が一番重く、一僧十貫文、あるいは十五貫文、しかも期限は半年内である。一方、禪院は、一等の住持でも五貫文、期限は一年であった。18前掲李綱の奏議が勅許され、実行されたことが分る。

『琴川志』卷十三、「勝法禪寺新十方記」に、

勝法寺……謂之律寺、至和初（1054）、有寺僧以稔惡刃人、

於其間敗焉。……邑宰中都桑公病其他習以為常、始議十方之名、請更于郡、郡守大卿呂公然、其為即符于邑、從民欲也。會今長老深公……棲止于蘇、二公協心、命交疏。一之日重門洞然、二之日羣居歸然、……法堂中巖、繚垣外固、雲集方來之侶、日熏香積之供。里人聚瞻之曰、昔狡穴而今道場、昔濁流而今淨土。……嘉祐三年（1058）九月陸縮記。

蘇州勝法寺が、律寺から禪寺に易えられた過程が示されている。ここでは、この律寺は、不都合があつて敗壞した。そこで知県桑公は、この律寺の状態を心配し、十方之名を議した。この十方の名を議したとあるのは、先ず十方律寺にすることを図つたようにとれるが、表題に「勝法禪寺新十方記」とあるように、十方住持法を適用し、律寺から禪寺に易えた経緯を示した記文である。治県桑公は、州に申請し、治州の呂然は、県に認可し、県の里民の希望にも副つたのである。たまたま僧深公が蘇州に來たので、知州と知県の二人は、心を協せて、住持に迎え、禪寺に轉換することを實現したというのである。方來の侶が雲集したことから、十方禪寺に名実共に移行していることがうかがえる。

甲乙住持繼承法は、所謂非合法の繼承法ではなく、公認された繼承法である。唯この繼承法の負の要素が、弊害を生み、問題となることが多かつたようである。特に律寺に於いて行われた繼承法であつたため、律寺の家族的な纏りと相乗効果

のような作用で表面化したのではあるまいか。禪院に一時的に甲乙制が採用された例を、次に示してみたい。釈宝曇撰『橘州文集』巻五、「惠安院復十方禪院記」に、

惠安爲古禪苑、中更甲乙、人自齟齬於其間、故郡侯吏部岳公爲聞諸朝、復還旧物。待制紫微陳公力与振存之。其徒曩曩猶有患失之拳、今之太守殿撰高公大卿洞視其原、誅其尤無良者、故浮議怙然以定、……今惠安扞湖山之右、宮室園觀皆具體而微、犍椎鼓鐘一新於前日。住持性公、從吾先大慧游久矣。徧見方外老宿……紹熙三年（1192）七月休夏日、橘洲老衲宝曇記。

とあり、惠安院は、元來古禪苑であつた。ところが中頃甲乙に変更した。このことは、単に甲乙繼承に変わったということではなく、閉鎖的な内向の在り方になつたことも意味してゐると思われる。このため他を排斥するようなことがあつた。そこで治州の岳公は、旧物即ち十方禪院に復帰した。しかし、そのあとそこにあつてはならない要素を取り除き、「十方寺」に適合した秀れた住持の着任をみている。甲乙住持繼承法は、律寺院の問題だけでなく、禪寺院の問題でもあつたことに注目しなければならぬ。

甲乙住持繼承法は、既述の如く、別に非合法のものではない。また、凡て負の要素から構成されているものでもない。一方十方住持法も、やはり幾つかの弱点をもち、運営の實際

面では、負の結果を出すことがあつた。

『兩浙金石志』卷十三、「宋城東慈雲院部捩府帖碑」に、次のように記す。

城東慈雲院甲乙伝流住持部捩府帖、行在尚書礼部、捩慈雲院住持僧崇寧狀。崇寧本院荒蕪、數僧同住、額係十方常住、素無田産、自崇寧戊午年（宝祐戊午²⁵⁸）内、恭奉聖旨、指揮行下、使府給帖、充応住持、入院之初、常住応千動用、什物皆爲前任僧搬挈一空、崇寧竭力置辦、將周遭欹斜破屋、修葺一新、止有鐘樓輪藏、次第重建稍成倫序。竊見本院柒拾年内、捌易住持、無非毀壞常住、全不以修造爲念。今崇寧、非敢固執住持、竊恐復有寅緑之人、前來破壞、委是可惜。近覩小隱竹閣玉泉法雨等処、元係十方去処、後縁脩造僅成次第、深慮他日爲十方人廢壞、尚改作徒弟、永充甲乙住持。況崇寧荒蕪小院、欲照此例、乞台判送案行下臨安府、將本院、照小隱等例、改作徒弟、永充甲乙住持。仍給捩付本院。（中略）。

右出給告示、付慈雲院住持僧崇寧、仰収執昭応 景定肆年（²⁶³）十月、尚書礼部之題。臨安府、右今給帖付慈雲院題、昭応甲乙伝流住持焚修香火。景定五年（²⁶⁴）貳月、臨安府題

右は、慈雲院の住持僧崇寧が、十方寺院であつたものを、甲乙住持の寺院に改変することを申請して、許可されたもので

ある。元來十方寺院であるから、崇寧の状告文にもあるように、自身知府から給帖され、住持に充當されたのである。しかし、着任してみると、常住が様々に動用され、什物が前任持に持出され、空になっていた、とある。この寺は、數僧の居る荒蕪の小院で、田産も無かつたと言う。当時の寺院は、多種の徵税に喘いでいたのであつて、數多の追徵に應じるためには、常住の処分も仕方がなかつたのである。従つて必ずしも前任持が、私に搬挈したのではないと思われる。七十年間に八回も住持が易つたとあつて、めまぐるしく住持の交替があつたことが原因となるように言つてゐる、と見る見方もされようが、一人十年間位の在職は、短かいとは言えない。その間に常住が毀壞したのは、何回も易つたからではなく、十方住持法による選任が正しく行われず、相応しい住持が選ばれなかつたからである。彼等前任の住持が黃縁の人であつた、と言つてゐるように、官に賄賂を贈つて住持になつた不適格者であつたからである。同じ理由で、近隣の小隱・竹閣・王泉・法雨院なども、元は十方寺であつたが、十方人による廢壞のおそれから、徒弟の居る甲乙住持に永く充てることにしている。況んや私崇寧の荒蕪の小院も、これらの例に照らして、徒弟に改作し、永く甲乙住持に充てていただきたい、と言うのである。南宋末には、十方住持法が賂によつて機能しなくなつており、そのことは、あの真摯な求道者であ

つた筈の十方人による廢壞の心配までが訴えられるようになったのである。南宋末には、十方住持法が多く賂によつて機能しなくなつており、¹⁵いわばこの法制が、制度疲労をおこしている実体を反映していると言えよう。

結 語

十方寺は、十方僧が聚つて、十方寺となる、眞の求道者である十方僧は、師を求めて行遊し、目的の寺院に掛搭する。このようにして、始めて成立する十方寺院は、到来した雲水を分隔てなく受け容れ、食を与え、宿泊の施設を整えなければならぬ。そして、尚、特に法の探求にも応じ得る態勢になつていなければならぬ。このような状況から、寺院の主座たる住持の資質には、二つの能力が必要である。仏法に対する深い素養は言うまでもないことである。更に寺莊の經營、寺屋の建立、諸施設の整備等、寺院經營の才を併せ持つことが必須の条件となる。

禪宗の隆昌期にあつた宋の社会には、行遊する雲水が溢れるように充滿していた。彼等を受け容れる禪寺院と行遊僧とは、正に十方寺と十方僧の關係に他ならなかつた。この両者の緊張關係の中から、如上の資質を持つ住持を、選定し迎請せざるを得ない必然性が生じたと言えよう。これが高雄氏の不明とされた江浙や福建・広東などの禪刹の躰式である。こ

こから住持の選定方式が生まれたのである。即ち、十方寺をめぐる住持任用方法という意味で、十方住持法と称するのである。

このように十方寺にしたり、これを維持する意図で、住持を採用する方法は、広く諸方から人材を求めることになるので、十方が四方・八方の意味と同じように觀念されてしまうことにもなったのであろうと思われる。特に官が、仁宗朝の天聖時の制詔の意向を汲んで、適任者を探させ、そこから選んで任用するようになる、これが定型化し、更に知州などが主体的に采配するようになれば、官の措置ということ、当然法制化が一段と深化したと思われる。このようにして、広く人材を求める法制として独り歩きして、十方住持法ないし十方住持制の用語が成立してくると、結局、南宋の『慶元条法事類』の条文に見られるように、甲乙住持法に対立する住持継承法という使われ方も、発生してくるようになったのである。それ故に『慶元条法事類』の中に示される十方住持法と甲乙住持法から、演繹的に、宋代全般の寺院や住持制を考えていくと、この十方住持法が、単なる国家管理の方策としか理解されなくなる。十方住持法制は、主として禅寺院の本来在るべき状態を維持し、求道する真摯な行遊衆僧の求めに、十全に応えるために採られた住持採用法なのである。宋代の禅隆盛と連動する重要なファクターであったのである。

それが時に制度疲労を起して、機能しなくなっているとしたら、禅宗の流れに、何かしらの兆候がみられている筈である。

〔註〕

- (1) 『景德伝燈録』卷二十四に、宋の裕師とあり、五代の潭州延寿寺の慧輪禪師の法嗣とする。
- (2) 元祐党籍に入っており、王安石の没後金陵で祭文をつくっている。
- (3) 『中国仏教史論』、「宋代の仏教諸制度」後篇、寺院の住持制度、十方住持制と甲乙住持制。
- (4) 総計司は、下に左右計司を置き、全国十道の財賦を分掌する。
- (5) 『東坡志林』卷二、「付僧惠誠游吳中代書十二」
- (6) 那将・提将ともいい、宋代に知州が州の兵馬を兼ねて管轄したので、一州の将の別称があった。ここでは知州を指す。
- (7) 呉勢卿、字は安道、号は雨巖、建安（福建省）の人、淳祐元年（1241）の進士、浙西転運副使で致仕。
- (8) 同書下巻「靈隱結夏冬齋捨田記」に、端平元年（1234）、某（釈善珍）記とある。南宋末の人である。
- (9) 僧官は、知州・通判が辞令を出すのと、勅令によるも

の二種ある。州の僧正司である僧官は、住持拈挙選に当る。

(10) 翁甫、字景山、号浩堂、建寧府崇安（福建省）の人、宝慶二年（1226）の進士、淳祐二年（1251）知臨安府。

(11) 靖康の初めに安辺禦敵十策を開陳し、南宋高宗の時に死亡。

(12) 李綱に、「建炎時政記」がある。

(13) 『建炎以来繫年要録』卷百五十三に、免丁錢の額について、律僧は、歳に五千を輸し、禪僧道士は、各二千とあって、やはり律僧には重く課せられている。

(14) 劉克莊（1187～1269）の『後村集』卷二十一、「漳州鶴鳴菴記」に、有司が屢々僧を易え、巨室豪右が、その隙に田を横奪して、菴が壊れているから、諸菴は甲乙で継承させるようにという申請があつて許可され、漳州地方の諸菴が保全されたとある。南宋末、十方住持法の機能が失われている。

(15) 『臧叟摘藁』下卷、温陵、釈禅珎撰、「惠安県（福建省）宣妙院重復田記」に「惠安之東二十里、有宣妙院、：端平丙申（1236）、兩僧交賄于官、争居之、官厭其争、以田廩于学、廢其院而墟焉」とあるのもその一例である。魏了翁（1178～1237）は、『鶴山集』卷七十七、「真宝章閣提拳冲佑觀張公墓誌銘」で賂を受ける側について、

次のように言い、僧寺・道觀についても、賄の対象になつていたことを述べている。「近世士習日異、民生益艱。第宅之麗、声伎之美、服用之侈、餽遺之珍、向来宗戚奄宦所聞者。今縉紳士夫殆過之、公家之財視同己物、而猶未厭也。則薦拳・獄訟・軍投・吏役・僧寺・道觀・富氏・巨賈、凡可以得賄者、無不為也」

〔補註〕

石井修道、『宋代禪宗史の研究』—中国曹洞宗と道元禪—、〔資料三〕張商英撰、隨州大洪山靈峰寺十方禪院記、書き下し文所掲。記文には、甲乙と十方を止揚した十方住持についての記述がある。

拙稿、「南宋時代の寺院と住持制」、東京教育大学東洋史論集第七。

同、宋代寺院の成立基盤—住持と行遊僧—、『立正大学東洋史論集』第十五号。